

# 「山口県暴力団排除条例」の一部改正案の概要

本条例の改正案については検討中であり、今後変更される可能性があります。

## 「改正の趣旨」

山口県暴力団排除条例は、暴力団による不法行為等により県の行政や県内の事業活動、県民生活に及んでいる悪影響を排除し、県民の安全・安心で平穏な生活確保に寄与することを目指して、平成23年4月1日に施行されました。

本条例の運用から十余年が過ぎ、県内の暴力団勢力数は減少傾向にあります。が、県内の主要な歓楽街、繁華街では、未だに事業者が暴力団と交際し、その関係の遮断が図れていない実態などが認められます。

県では、暴力団を取り巻く社会情勢の変化に応じた規制強化の必要性を認め、県民のより安全で安心な生活を確保するために、条例の改正を検討しています。

## 「改正の概要」

### 1 暴力団事務所に対する規制強化【拡大・新設】

ア 都市公園法に規定する「都市公園」の周囲200メートル区域内で暴力団事務所を開設、運営することを禁止します。

現行の保護対象施設(学校、児童福祉施設、図書館、博物館等)に加え、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園を追加、違反した場合には現行の条例に基づき罰則(1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)を科します。

イ 都市計画法に規定する「住居系用途地域」「商業系用途地域」「工業系用途地域」を暴力団事務所の開設等禁止区域にします。

違反した場合には中止命令を発出します。さらに中止命令に違反した場合には罰則(1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)を科します。

### 2 青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止【新設】

正当な理由なく、青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止します。

違反した場合には中止命令を発出します。さらに中止命令に違反した場合には罰則(6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)を科します。

### 3 暴力団排除特別強化地域【新設】

県内の歓楽街を暴力団排除特別強化地域に設定し、当該地域内で

特定営業(※1)の営業に関して、

- 特定営業者(※2)が暴力団員等(※3)に用心棒料等を供与する行為(事業者側)
- 暴力団員等が用心棒の役務の供与、特定営業者からの用心棒料等の利益供与を受ける行為(暴力団員側)

を禁止します。

違反した場合には、特定営業者、暴力団員の双方に罰則(1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)を科します。

特定営業者が自ら違反事実を申し出た場合には、刑を減軽又は免除することができる自首減免規定を設けます。

※1 特定営業～暴力団排除特別強化地域における風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業など  
(下記表のとおり)

※2 特定営業者～暴力団排除特別強化地域において、特定営業を営む者

※3 暴力団員等～暴力団員、暴力団員が指定した者

#### 特定営業

営業の種類	営業形態を引用する法令	主な営業形態
風俗営業	風適法第2条第1項	キャバクラ クラブ パチンコ ゲームセンター
性風俗関連 特殊営業	風適法第2条第5項	ソープランド ファッションヘルス デリバリーヘルス テレホンクラブ
特定遊興 飲食店業	風適法第2条第11項	ナイトクラブ
接客業務 受託営業	風適法第2条第13項	コンパニオン派遣業
飲食店営業	風適法第2条第13項第4号	居酒屋 一般飲食店
風俗案内業	—	有料案内所 無料案内所 風俗情報誌
客引き・ スカウト	—	客引き ビラ配り スカウト

暴力団排除特別強化地域には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例第14条「良好な風俗環境の保全を図るべき地域」に指定されている「下関市」「宇部市」「山口市」「防府市」「周南市」「岩国市」の一部地域を指定します。

